

11 新型コロナウイルス感染症の海洋への影響

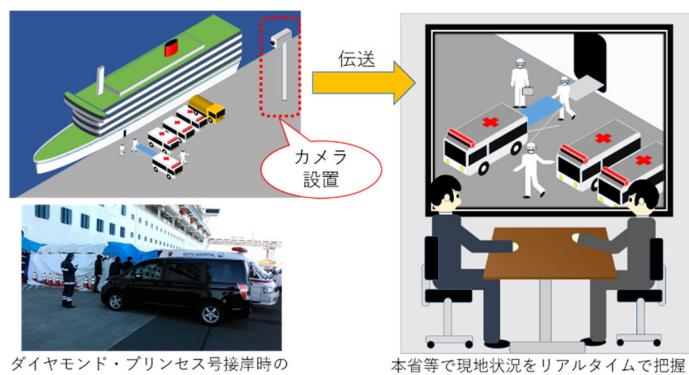
令和2年度は、世界的な広がりを見せた新型コロナウイルス感染症に対して、感染拡大の防止と社会経済活動を両立させるために政府全体で取り組んできました。本章では、海洋分野における新型コロナウイルス感染症に対する政府の主な取組をご紹介します。

(1) 海上輸送の維持

海上輸送は、貿易量の99.6%、国内貨物輸送の4割超を担っており、国民生活や経済活動を支える重要な経済インフラです。海運業界では、コロナ禍においても感染防止対策を徹底し海上輸送の機能を維持しています。令和2年5月4日に改定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」により、事業者及び関係団体によって自主的な感染拡大防止のための取組を進めるため、感染拡大予防ガイドラインを作成することとされたことを受け、国土交通省では、海運業界を含む関係業界に対し積極的に情報提供・助言を行うとともに、感染症の専門家の紹介を行うなどその作成を支援しました。

また、国土交通省では、インフラ・物流分野等におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を通じた抜本的な生産性の向上の取組の1つとして、新型コロナウイルス感染症対策を契機に、検疫を集約する可能性のある港湾において、ライブカメラを設置することにより、リモートかつリアルタイムでの船舶周辺の情報収集を可能とし、関係者の感染リスク軽減等を図りました。

さらに、国土交通省では、感染症のまん延時の港湾機能の継続を考慮した港湾における感染症BCPの策定を支援するため、「港湾における感染症BCP検討委員会」において、港湾機能の継続及び感染症対策に関わる有識者、関係団体及び関係行政機関から意見聴取を行い、令和3年4月に「港湾の事業継続計画策定ガイドライン【感染症編】～港湾における感染症BCPガイドライン～Ver1.0」を作成・公表しました。今後、全国の港湾管理者において、感染症にも対応した港湾BCPの充実を進めていくとともに、同BCPの実効性が高まるよう様々な取組を進めていきます。また、こうした港湾の水際・防災対策について、平時より関係者で情報共有し、非常時には連携して即座に対処することを目的として、重要港湾以上の港湾等において、「水際・防災対策連絡会議」が開催されています。



港湾へのライブカメラの設置による情報収集能力の向上

(2) クルーズ船の運航再開に向けた環境整備

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、世界中でクルーズ船内での感染発生例が相次ぎ、我が国においても、ダイヤモンド・プリンセス号等で多くの乗船者が感染する事案が発生しました。これらの事案を受けて国土交通省では、「クルーズ船利用者の安全・安心の確保に向けた有識者 WG」において、感染症・危機管理等の専門家を含む多様な有識者から意見聴取を行い、9月18日に「クルーズの安全・安心の確保に係る検討・中間とりまとめ」を公表しました。この公表に合わせて、関係業界団体からもクルーズ船及び受入港の感染対策に関するガイドラインが公表されています。また、この「中間とりまとめ」を受けて11月2日に「海上運送法施行規則」を改正し、邦船クルーズ事業者に対して衛生管理規程（感染症対策のマニュアル）の届出を義務付けました。これらの動向を踏まえ、国土交通省では、再びクルーズ船を安心して受け入れる環境を整えるため、各国との人的交流が回復するまでの時間を活用して、感染拡大防止に寄与する事業を支援しました。10月下旬以降、国内クルーズは順次再開しています。

(3) 漁業支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、水産分野においても、需要の減少や価格の低下など大きな影響が発生しました。これらの影響を受けた漁業者の皆様や関連産業に従事される皆様の生活基盤を守ることに加え、将来にわたる食料の安定供給を確保するために、コロナ禍においても漁業を含めた食料生産を止めないことが重要になります。以上の観点から農林水産省では、休業中の漁業者が行う漁場の保全活動や水産資源調査の支援、漁業者の事業継続・転換のための機械設備の導入や人手不足解消の取組への支援、漁業・水産加工業における労働力の確保のための支援、在庫の滞留や価格の低下が生じている国産水産物の販売促進のための支援など、生産の継続や販売促進のための支援を行いました。

(4) 離島支援

ア 特定有人国境離島地域への支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により特定有人国境離島地域の観光産業を中心に甚大な影響が生じていることを踏まえ、内閣府では、関係地方公共団体が行う当該地域を対象とした旅行商品の販売促進及び域内消費喚起策の支援の取組について、必要な経費の支援等を行いました。

イ 离島航路の維持のための支援

陸路や空路でのアクセスが困難な離島にとって離島航路は生活になくてはならない存在です。国土交通省では、離島航路を含む地域公共交通の事業者を対象に、十分な感染拡大防止対策のもとでの運航を確保するため、船舶等への衛生対策や、船内で密度を上げないよう配慮した運航の実証事業に要する経費を補助しました。

ウ 患者の搬送

海上保安庁及び防衛省・自衛隊では、都道府県知事等からの要請を受け、離島で発生した新型コロナウィルス感染症の陽性患者等について、消防機関、保健所等と連携して船舶又は航空機による搬送を行いました（海上保安庁による延べ支援対象者数 215 名、防衛省・自衛隊による延べ支援対象者数約 80 名、令和 3 年 3 月末時点）。



海上保安庁による患者搬送（国土交通省提供）



自衛隊輸送機による患者搬送（防衛省提供）

(5) 国際連携等

新型コロナウィルス感染症の拡大に伴い、船員交代が滞り、乗船期間の長期化による安全上・人道上の懸念が生じているところ、2020 年 9 月 21 日、IMO 海上安全委員会において、船員交代が安全かつ円滑に行われるよう、今後各加盟国が関係部局と連携して船員交代に必要な取組を最大限実施することを求める決議が採択されました。また、同年 9 月 24 日、海運国担当部局が出席する海運先進国当局間会議において、新型コロナウィルス感染症拡大に伴う船員交代への対応等について、海運先進国間で認識を共有しました。

昨年の外航クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」における感染症発生事案への対処を踏まえ、外務省では、国内外の有識者の知見も得ながら、観光旅客船内における感染症の予防及び感染症が拡大した際の国際的な対応の在り方に関する調査・研究を実施しました。